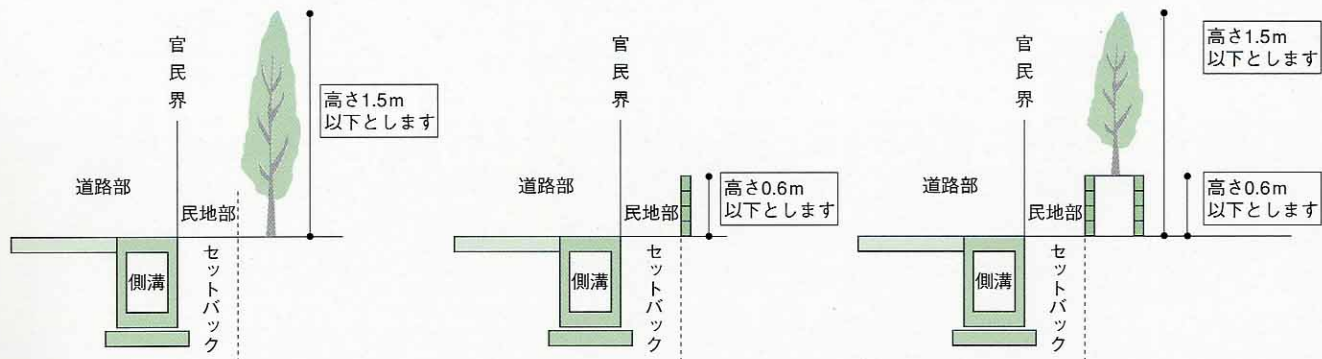


かき又はさくの構造の制限

地区全域において、緑豊かな景観を創造し、震災時の安全性を確保するため、かき・さく



区域について

都市計画道路根上小松線の西側については、道路境界から20mの範囲内が地区計画区域となります。この区域の建築物等の制限の範囲は以下のとおりです。

建築物に関する制限内容	根上小松線に面して 一体的に土地利用を 図る建築物等	根上小松線に直接 面しない建築物等
建物等の用途制限	○	○
壁面の位置の制限	○	—
建築物等の高さの最高限度	○	○
建築物等の形態又は意匠の制限	○	—
かき又はさくの構造の制限	○	—

※高さの最高限度は、20mの区域内について対象となります。

